

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2023年6月8日提出 |
| 【発行者名】 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 菱田 賀夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝公園一丁目1番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 上坪 直樹 |
| 【電話番号】 | 03-6453-3610 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | SMTAM NYダウインデックスオープン SMTAM NYダウインデックスオープン（為替ヘッジあり） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | SMTAM NYダウインデックスオープン 10兆円を上限とします。 SMTAM NYダウインデックスオープン（為替ヘッジあり） 10兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

| | 2022年 9月 8日現在 |
|------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | <p>(1)先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p> |
| 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | <p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> |
| 4. 収益及び費用の計上基準 | <p>(1)受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| | 2022年 9月 8日現在 |
|----------------------|-----------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 18,117,700,866口 |

| | 2022年 9月 8日現在 | |
|----------------------------|---------------------------|----------------------|
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 7.7183円 (77,183円) |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| | 2022年 9月 8日現在 |
|-------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。 |

2. 金融商品の時価等に関する事項

| | 2022年 9月 8日現在 |
|----------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 |

| | 2022年 9月 8日現在 |
|----------------------------|--|
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> |

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

| 区分 | 2022年 9月 8日現在 |
|--|-----------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首 | 2021年 9月 9日 |
| 期首元本額 | 15,203,830,030円 |
| 期中追加設定元本額 | 5,408,198,931円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,494,328,095円 |
| 期末元本額 | 18,117,700,866円 |
| 期末元本額の内訳 | |
| SMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンド | 11,572,301,242円 |
| SMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンド（為替ヘッジあり） | 619,674,732円 |
| SMTAMダウ・ジョーンズ インデックス・オープン | 3,567,399,742円 |
| SMTAM NYダウインデックスオープン | 1,607,194,575円 |
| SMTAM NYダウインデックスオープン（為替ヘッジあり） | 87,030,375円 |
| My SMTAMダウ・ジョーンズ・インデックス（ノーロード） | 48,659,634円 |
| SMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用） | 523,749,865円 |
| 私募SMTAMダウ・ジョーンズパッシブファンド（適格機関投資家専用） | 91,690,701円 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 2022年 9月 8日現在 | |
|----|--------------------|----------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) | |
| 株式 | | 13,019,538,924 |
| 合計 | | 13,019,538,924 |

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「SMTAMダウ・ジョーンズ米国株式マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

(2022年 9月 8日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
|------|----------------|---------------|-------|---------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 | 8,371,763,568 | - | 8,371,719,501 | 44,067 |
| | | 合計 | - | | |

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。
3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。
4. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

(2022年 9月 8日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
|-----------|------------------------|-------------|-------|-------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 アメリカドル | 679,117,856 | - | 683,860,371 | 4,742,515 |
| | | 679,117,856 | - | | |
| | | 合計 | - | | |

(注) 時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

| | | | | |
|-----|-----------|--|--------------------------------------|--|
| 合 計 | 5,700,000 | | 131,539,287,600 (131,539,287,600) | |
|-----|-----------|--|--------------------------------------|--|

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

1. 通貨ごとの小計の欄における()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の通貨別内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|--------|---------|--------------|----------------|
| アメリカドル | 株式 30銘柄 | 100.0% | 100.0% |

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

【中間財務諸表】

【SMTAM NYダウインデックスオープン】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(2022年9月9日から2023年3月8日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けておりません。

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 第8期 (2022年 9月 8日現在) | 第9期中間計算期間 (2023年 3月 8日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 52,704,018 | 66,342,500 |
| 親投資信託受益証券 | 12,404,809,888 | 14,095,659,295 |
| 未収入金 | 245,399 | 7,644,647 |
| 流動資産合計 | 12,457,759,305 | 14,169,646,442 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 5,194,804 | 17,075,189 |
| 未払受託者報酬 | 3,599,323 | 4,299,367 |
| 未払委託者報酬 | 37,792,850 | 45,143,229 |
| 未払利息 | 89 | 33 |
| その他未払費用 | 299,885 | 358,224 |
| 流動負債合計 | 46,886,951 | 66,876,042 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 4,416,517,783 | 5,047,642,478 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 7,994,354,571 | 9,055,127,922 |
| (分配準備積立金) | 3,467,482,152 | 3,159,139,205 |
| 元本等合計 | 12,410,872,354 | 14,102,770,400 |
| 純資産合計 | 12,410,872,354 | 14,102,770,400 |
| 負債純資産合計 | 12,457,759,305 | 14,169,646,442 |

（ 2 ） 【中間損益及び剰余金計算書】

（ 単位：円 ）

| | 第8期中間計算期間 自 2021年 9月 9日 至 2022年 3月 8日 | 第9期中間計算期間 自 2022年 9月 9日 至 2023年 3月 8日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 119 | 82 |
| 有価証券売買等損益 | 136,203,176 | 16,711,348 |
| 営業収益合計 | 136,203,057 | 16,711,430 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 6,436 | 11,901 |
| 受託者報酬 | 2,863,831 | 4,299,367 |
| 委託者報酬 | 30,070,192 | 45,143,229 |
| その他費用 | 238,594 | 358,224 |
| 営業費用合計 | 33,179,053 | 49,812,721 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 169,382,110 | 33,101,291 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 169,382,110 | 33,101,291 |
| 中間純利益又は中間純損失（ ） | 169,382,110 | 33,101,291 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | 29,170,735 | 14,281,659 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 4,738,663,153 | 7,994,354,571 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 966,543,440 | 1,891,416,962 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 966,543,440 | 1,891,416,962 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 453,490,298 | 783,260,661 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 453,490,298 | 783,260,661 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 5,053,163,450 | 9,055,127,922 |

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 |
|-----------------|---------------------------------------|

（中間貸借対照表に関する注記）

| | 第8期 (2022年 9月 8日現在) | 第9期中間計算期間 (2023年 3月 8日現在) |
|----------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 4,416,517,783口 | 5,047,642,478口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) |
| | 2.8101円 (28,101円) | 2.7939円 (27,939円) |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| | 第9期中間計算期間 (2023年 3月 8日現在) |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（重要な後発事象に関する注記）

| |
|-------------|
| 該当事項はありません。 |
|-------------|

（その他の注記）

元本の移動

| 区分 | 第8期 | 第9期中間計算期間 |
|----------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 2021年 9月 9日 至 2022年 9月 8日 | 自 2022年 9月 9日 至 2023年 3月 8日 |
| 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| 期首元本額 | 3,485,623,785円 | 4,416,517,783円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,713,876,717円 | 1,066,372,095円 |
| 期中一部解約元本額 | 782,982,719円 | 435,247,400円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

【SMTAM NYダウインデックスオープン（為替ヘッジあり）】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間(2022年9月9日から2023年3月8日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けておりません。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期 (2022年 9月 8日現在) | 第6期中間計算期間 (2023年 3月 8日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 2,500,191 | 3,671,140 |
| 親投資信託受益証券 | 671,726,543 | 776,676,963 |
| 派生商品評価勘定 | 14 | - |
| 未収入金 | 26,590 | 71,366 |
| 流動資産合計 | 674,253,338 | 780,419,469 |
| 資産合計 | 674,253,338 | 780,419,469 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 23,100,664 | 6,029,015 |
| 未払金 | 202,194 | - |
| 未払解約金 | - | 590,848 |
| 未払受託者報酬 | 194,024 | 241,908 |
| 未払委託者報酬 | 2,037,153 | 2,539,968 |
| 未払利息 | 4 | 1 |
| その他未払費用 | 16,104 | 20,100 |
| 流動負債合計 | 25,550,143 | 9,421,840 |
| 負債合計 | 25,550,143 | 9,421,840 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 508,530,437 | 593,218,061 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 140,172,758 | 177,779,568 |
| (分配準備積立金) | 76,538,564 | 62,918,594 |
| 元本等合計 | 648,703,195 | 770,997,629 |
| 純資産合計 | 648,703,195 | 770,997,629 |
| 負債純資産合計 | 674,253,338 | 780,419,469 |

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第5期中間計算期間 自 2021年 9月 9日 至 2022年 3月 8日 | 第6期中間計算期間 自 2022年 9月 9日 至 2023年 3月 8日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 4 | 4 |
| 有価証券売買等損益 | 7,736,669 | 561,276 |
| 為替差損益 | 21,783,019 | 18,568,125 |
| 営業収益合計 | 29,519,684 | 19,129,405 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 310 | 648 |
| 受託者報酬 | 153,059 | 241,908 |
| 委託者報酬 | 1,607,071 | 2,539,968 |
| その他費用 | 12,700 | 20,100 |
| 営業費用合計 | 1,773,140 | 2,802,624 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 31,292,824 | 16,326,781 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 31,292,824 | 16,326,781 |
| 中間純利益又は中間純損失（ ） | 31,292,824 | 16,326,781 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | 435,608 | 4,946,200 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 129,911,293 | 140,172,758 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 39,104,355 | 56,729,190 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 39,104,355 | 56,729,190 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 13,800,282 | 30,502,961 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 13,800,282 | 30,502,961 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 123,486,934 | 177,779,568 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| | 第5期 (2022年 9月 8日現在) | 第6期中間計算期間 (2023年 3月 8日現在) |
|----------------------------|--|--|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 508,530,437口 | 593,218,061口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2756円 (12,756円) | 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2997円 (12,997円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | 第6期中間計算期間 (2023年 3月 8日現在) |
|----------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 |

| 第6期中間計算期間 (2023年 3月 8日現在) | |
|------------------------------|---|
| | <p>売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

| 区分 | 第5期 自 2021年 9月 9日 至 2022年 9月 8日 | | 第6期中間計算期間 自 2022年 9月 9日 至 2023年 3月 8日 | |
|-----------|---------------------------------------|--------------|---|--------------|
| | 投資信託財産に係る元本の状況 | | | |
| 期首元本額 | | 303,794,952円 | | 508,530,437円 |
| 期中追加設定元本額 | | 294,777,132円 | | 197,492,612円 |
| 期中一部解約元本額 | | 90,041,647円 | | 112,804,988円 |

(デリバティブ取引に関する注記)

通貨関連

第5期(2022年 9月 8日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
|-----------|--------------|-------------|-------|-------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | 654,088,860 | - | 677,189,510 | 23,100,650 |

| | | | | | |
|--|--------|-------------|---|-------------|------------|
| | アメリカドル | 654,088,860 | - | 677,189,510 | 23,100,650 |
| | 合計 | 654,088,860 | - | 677,189,510 | 23,100,650 |

第6期中間計算期間（2023年 3月 8日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
|-----------|--------|-------------|-------|-------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | 767,979,350 | - | 774,008,365 | 6,029,015 |
| | アメリカドル | 767,979,350 | - | 774,008,365 | 6,029,015 |
| | 合計 | 767,979,350 | - | 774,008,365 | 6,029,015 |

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

SMTAMダウ・ジョーンズ米国株式マザーファンド

貸借対照表

| 項目 | 2023年 3月 8日現在 |
|----------|-----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 7,850,744,366 |
| コール・ローン | 77,510,003 |
| 株式 | 144,268,047,557 |
| 派生商品評価勘定 | 1,611,116 |
| 未収配当金 | 395,105,468 |
| 前払金 | 184,056,554 |
| 差入委託証拠金 | 708,934,572 |
| 流動資産合計 | 153,486,009,636 |
| 資産合計 | 153,486,009,636 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 185,669,456 |
| 未払解約金 | 99,982,469 |
| 未払利息 | 38 |
| 流動負債合計 | 285,651,963 |
| 負債合計 | 285,651,963 |
| 純資産の部 | |

| | 2023年 3月 8日現在 |
|-------------|-----------------|
| 項目 | 金額（円） |
| 元本等 | |
| 元本 | 19,891,321,295 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 133,309,036,378 |
| 元本等合計 | 153,200,357,673 |
| 純資産合計 | 153,200,357,673 |
| 負債純資産合計 | 153,486,009,636 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | 2023年 3月 8日現在 |
|------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | <p>(1)先物取引</p> <p>株価指数先物取引</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p> |
| 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | <p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> |
| 4. 収益及び費用の計上基準 | <p>(1)受取配当金</p> <p>株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> |

| | |
|--|--------------------------------------|
| | 2023年 3月 8日現在 |
| | (3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|--------------------------------|---|
| | 2023年 3月 8日現在 |
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 19,891,321,295口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産 の額 | 1口当たり純資産額 7.7019円 (1万口当たり純資産額) (77,019円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | |
|--------------------------------|--|
| | 2023年 3月 8日現在 |
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差 額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額 と時価との差額はありませぬ。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ る名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引 のリスクの大きさを示すものではありません。 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

| 区分 | 2023年 3月 8日現在 |
|--|-----------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首 | 2022年 9月 9日 |
| 期首元本額 | 18,117,700,866円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,432,358,070円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,658,737,641円 |
| 期末元本額 | 19,891,321,295円 |
| 期末元本額の内訳 | |
| SMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンド | 12,687,123,910円 |
| SMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンド（為替ヘッジあり） | 683,964,166円 |
| SMTAMダウ・ジョーンズ インデックス・オープン | 3,817,436,434円 |
| SMTAM NYダウインデックスオープン | 1,830,153,507円 |
| SMTAM NYダウインデックスオープン（為替ヘッジあり） | 100,842,255円 |
| My SMTAMダウ・ジョーンズ・インデックス（ノーロード） | 173,006,624円 |
| SMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用） | 570,686,157円 |
| 私募SMTAMダウ・ジョーンズパッシブファンド（適格機関投資家専用） | 28,108,242円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

（2023年 3月 8日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
|------|----------|---------------|-------|---------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 買建 | 9,189,228,002 | - | 9,005,171,448 | 184,056,554 |
| 合計 | | 9,189,228,002 | - | 9,005,171,448 | 184,056,554 |

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

（2023年 3月 8日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
|---------------|--------|------------|-------|------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外 の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買建 | 64,537,768 | - | 64,535,982 | 1,786 |
| | アメリカドル | 64,537,768 | - | 64,535,982 | 1,786 |
| 合計 | | 64,537,768 | - | 64,535,982 | 1,786 |

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2【ファンドの現況】

【SMTAM NYダウインデックスオープン】

【純資産額計算書】

(2023年 3月31日現在)

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 14,062,214,184円 |
| 負債総額 | 8,188,054円 |
| 純資産総額（ - ） | 14,054,026,130円 |
| 発行済口数 | 5,170,467,364口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 2.7181円 |
| （1万口当たり純資産額） | （27,181円） |

【SMTAM NYダウインデックスオープン（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

(2023年 3月31日現在)

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 785,045,651円 |
| 負債総額 | 1,063,760円 |
| 純資産総額（ - ） | 783,981,891円 |
| 発行済口数 | 604,829,424口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.2962円 |
| （1万口当たり純資産額） | （12,962円） |

(参考)

SMTAMダウ・ジョーンズ米国株式マザーファンド

純資産額計算書

(2023年 3月31日現在)

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 160,890,125,812円 |
| 負債総額 | 7,840,250,399円 |
| 純資産総額（ - ） | 153,049,875,413円 |
| 発行済口数 | 20,416,452,833口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 7.4964円 |
| （1万口当たり純資産額） | （74,964円） |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

設立年月日 : 2000年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円（2022年3月末日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載すること

があります。

- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年5月12日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMTAM NYダウインデックスオープンの2022年9月9日から2023年3月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMTAM NYダウインデックスオープンの2023年3月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年9月9日から2023年3月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生

する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年5月12日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松崎雅則

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMTAM NYダウインデックスオープン（為替ヘッジあり）の2022年9月9日から2023年3月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMTAM NYダウインデックスオープン（為替ヘッジあり）の2023年3月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年9月9日から2023年3月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生

する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。